コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

himaraya Co.,Ltd
最終更新日：2015年5月25日
株式会社ヒマラヤ
代表取締役社長　野水優治
問合せ先：岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号
証券コード：7514
http://www.himaraya.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する枠組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと考えております。企業価値の最大化は、当社の経営理念である「お客様第一主義」に則り、公正な企業活動により社会的使命を果たし、地域の人々の信頼と支持を得ることで達成できると考えており、このような観点からコーポレート・ガバナンスの充実に向けて取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社コモリホールディングス	3,128,000	25.39
三菱商事株式会社	2,466,300	20.01
小森裕作	365,000	2.96
小森温子	350,000	2.84
ヒマラヤ従業員持株会	313,975	2.54
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	310,000	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	204,400	1.65
シー エム ビー エル， エス エー リ． ミューチャル ファンド	189,500	1.53
株式会社大垣共立銀行	146,250	1.18
株式会社十六銀行	145,500	1.18

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、三菱商事株式会社と資本業務提携して、商品政策および商品開発、物流効率化等のサプライチェーンの高度化、店舗の開発および運営等について共同で取り組むこととなっておりますが、経営判断及び事業活動全般については当社の機関で独自に決定しており、独立性を確保のうえ、事業運営を行なっております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高月敦史	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高月敦史		―――	三菱商事株式会社の部長職であることから、同社との関係強化、経営監視機能の強化に加え、同社で培った経営に対する高い見識を有しており、当社の社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、内部監査の結果を代表取締役に対して遅滞なく報告し、監査役へ内部統制の整備・運用状況の評価について適宜報告する体制をとっております。なお、同室は、会計監査人へ内部統制の整備・運用状況の評価の結果を適宜報告するほか、必要に応じて意見交換を行い連携を図っております。
また、監査役は、会計監査人監査に立ち会うほか、会計監査人へ監査役監査の結果を適宜報告し、連携の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤文夫	税理士													
林直康	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤文夫	○	加藤税理士事務所(現任) セイノーホールディングス株式会社社外監査役(現任)	元名古屋国税局勤務および、税理士としての長年の経験と高度な見識や、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監 査役としての勤務を適切に遂行できるものと考えております。
林直康	○	一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会理事長(現任)	元警察官および県警本部警備部長としての豊富な経験から、主にコンプライアンスに関して中立的な立場で当社の監査業務を適切に遂行 できるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

加藤文夫氏と林直康氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、独立役員として両取引所に届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬額については、株主総会でその総額（限度額）を決め、具体的な報酬の配分については、取締役の能力発揮・業績への貢献の評価も取り入れた上で、取締役会において決議しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社には、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会における適切な判断に資するため、取締役会事務局（総務部）が社外取締役をサポートする体制をとっております。
社外監査役については、常勤監査役が窓口となり、各種連絡・情報提供を行なうとともに、事務局である法務・コンプライアンス室の使用人がサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社における経営の意思決定及び監督につきましては、取締役8名（うち社外取締役1名）で構成される取締役会（原則毎月1回開催）にて行なっております。これは、迅速な意思決定を行なうのに適正な水準であるとともに、経営の客観性と透明性を図るのに最適な構成であると考えております。
また、取締役会に付議される案件につきましては、取締役および監査役が出席する経営会議（毎月1回以上開催）において事前に十分な審議を行なっており、これにより意思決定の適正化を図っております。
監査につきましては、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成される監査役会を設置しております。
会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は2名、会計監査業務に係る補助者は公認会計士14名、公認会計士試験合格者等10名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役3名のうち社外監査役は2名であり、各々が専門的見地から経営監視の役割を担っております。
また、業務執行に対する監督機能の一層の強化を図り、経営の透明性をさらに高めることを目的に、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有する社外取締役を選任し、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しており、当社は現在の体制が最適であると考え、当該体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送可能な範囲において、法定期限前の発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は定時株主総会を11月に実施しており、集中日はございません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年4月・10月頃に実施しています。	あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ヒマラヤグループ企業行動規準により、全てのステークホルダーに対し誠実に接するとともに、公平公正かつ透明な関係を維持し、フェアな取引を行うことを規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

A. 内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成18年5月22日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、平成21年10月15日、平成25年8月12日および平成27年5月18日開催の取締役会においてそれを一部改定後現在に至っております。

B. 内部統制システムの整備状況
当社は、経営理念である「お客様第一主義」に則り、公正な企業活動により社会的使命を果たすため、会社法および会社法施行規則に基づき、次のとおり当社および子会社から成る企業集団「以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保する体制(以下「内部統制システム」という。)を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役、常勤監査役、本部長が委員を務めるコンプライアンス・リスク委員および外部有識者(弁護士、会計士、税理士、学者等)をもって構成し、四半期に1回の割合で開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会(以下「C&R管理委員会」という。)」を設置する。
(2)当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役、常勤監査役,本部長、部長およびエリア長が委員を務めるコンプライアンス・リスク委員をもって構成し、毎月1回開催する「コンプライアンス・リスク管理実行委員会」(以下「C&R管理実行委員会」という。)を設置する。
(3)当社は、「C&R管理実行委員会」の委員長からその指名を受けた者に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
(4)当社の役員および使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、「ヒマラヤグループ企業行動規準」に従って、「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」へ報告するものとする。
(5)当社グループの重要な通報について法令違反等が確認された場合は、当社は、外部有識者を含めた調査・対応チームで調査実施のうえ、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員および使用人に開示し、周知徹底する。
(6)当社グループのコンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・グループマニュアル」を制定し、ここにコンプライアンスの基本原則を設ける。
(7)当社グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「ヒマラヤグループ企業行動規準」等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
(8)当社グループは、相談・通報体制(ホットライン)を社内外に設置し、当社グループの役員および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、通報者の希望により匿名性を保障のうえ、通報者に不利益がないことを確保する。
(9)監査役は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
(10)業務執行部門から独立した当社の内部監査室は、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。
(11)当社グループは、反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然 とした態度で臨むものとする。また、警察等外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。
(12)当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)法令および「文書管理規程」に基づき、文書等(電磁的記録を含む。)の保存を行う。
(2)情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」および「個人情報取扱規程(個人情報保護方針を含む)」により対応する。
(3)当社は、会社の重要な情報開示に関連する規程を整備し、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)各部・店(名称を問わずこれに準ずる組織を含む)は、別に定める「リスク管理基本規程」に従って所管業務に係るリスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等・内部統制の有効性を検証する。
(2)当社の内部監査室は、当社グループの内部統制に関する全社的整備状況の監査を行う。
(3)「C&R管理委員会」は、当社グループの諸リスクに関する横断的監視および対応と総指揮を行う。
(4)「C&R管理委員会」の事務局は、当社の法務・コンプライアンス室に設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社グループ各社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定や全社計画の進捗状況の確認ならびに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
(2)取締役会付議事項および経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役および常勤監査役が出席する経営会議を毎月1回以上開催する。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、当社子会社を「関係会社管理規程」に基づき管理・運営する。
(2)「ヒマラヤグループ行動規準」「コンプライアンス・グループマニュアル」「関係会社管理規程」により当社グループのコンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。
(3)当社グループに対しては、当社の内部監査室による調査の実施、および必要に応じ関係部門の担当者あるいは調査・対応チームによる聞き取り調査体制を構築する。
(4)当社および子会社に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会審議の前に、経営会議において多面的な検討を経る体制とする。
(5)当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、重要な案件に関する事前協議等、定期および随時に当社へ報告させるものとし、経営上の重要な事項については、関係会社管理規程に定める事項に基づき、子会社に対して事前に当社の取締役会へ付議させるように義務づける。
(6)監査役が、監査役自らまたは監査役会を通じて当社グループの監視・監査を効率的かつ適正に行えるよう会計監査人および当社の内部監査室との密接な連携等的確な体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役の職務を補助すべき使用人を選任した場合、その人事異動に関しては、事前に監査役会へ報告することとし、懲戒を含む評価については、監査役会の事前承認を必要とすることとする。
(2)監査役からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査役の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等につき監査役に対し守秘義務を負うものとする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
(1)当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
(2)当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役および使用人は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに監査役に対して報告を行う。
イ. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
ロ. 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのある事実
ハ. 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、当社の内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容
ニ. 企業倫理に関する内部通報窓口および「パワハラ等」に関する相談窓口に対する通報の状況
(3)監査役が必要と判断した情報については、当社グループの取締役および使用人に対し、報告を求めることができる。
(4)監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
(5)監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用また債務を支払うものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)全監査役の内、過半数以上は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
(2)監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議や「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」などの重要な会議に出席するとともに、当社グループの主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることとする。
(3)監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
(4)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
(5)取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社企業集団およびその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはありません。
当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章　実行の手引き」(平成19年4月改訂)　および「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月　犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。当企業集団における方針・基準等については、「ヒマラヤグループ企業行動規準」「コンプライアンスグループマニュアル」および平成22年12月14日に取締役会で決議し、東京証券取引所および名古屋証券取引所において開示いたしました「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を定めており、社内会議および研修時に、繰り返しその内容の周知徹底を図っております。
また、当社の店長は、不当要求対応に備えて、各都府県の地元警察署が主催する「不当要求防止責任者」講習会に随時参加しております。これらの施策により、当企業集団の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであると理解しております。
社内体制としては、コンプライアンスおよびリスク管理にかかる会議体として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は法務・コンプライアンス室とし、業務上の対応として「反社会的勢力対応規程」および「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を整備しております。
「反社会的勢力対応規程」の主な内容
(a)反社会的勢力からの要求・介入があった場合の自己判断の禁止
(b)株主についての反社会的勢力チェックの担当部署およびチェックの方法
(c)取引先についての反社会的勢力チェックの担当部署およびチェックの方法
(d)社員についての反社会的勢力チェックの担当部署およびチェックの方法
(e)社内教育の実施
「反社会的勢力排除に関するマニュアル」の主な内容
(a)社内体制
(b)外部団体への加盟
(c)反社会的勢力の定義
(d)現場における防御対策
(e)具体的な対応要領
当社は、平成13年5月に岐阜県企業防衛対策協議会および平成20年6月に岐阜県暴力追放推進センターに加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、これらの情報等に関して随時顧問弁護士とミーティングを行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
適時開示体制について
(1)適時開示体制の整備および運用状況
a. 適時開示体制の整備に向けた取組み
投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しており、情報収集のための組織として総務部を情報開示担当部署としております。
適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員に対して重要会議および研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。
また、株主が当社に関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するために、当社ホームページ上に四半期および通期の決算短信と有価証券報告書を、また、適時開示制度において開示を求められている事項をはじめ株主の利害に直接的影響を及ぼすと思われる情報等を掲載してまいりました。さらに今後は、これらの事項のより迅速でかつ的確な情報開示を心がけ進めてまいります。
b. 適時開示担当組織の状況
担当部署　総務部総務チーム
情報取扱責任者　常務取締役管理本部長　増田　康裕
c. 適時開示手続き
(a)決定事実に関する情報
総務部は取締役会、経営会議など重要会議への付議事項を予め入手するとともに、当該会議終了後遅滞なくその議事録を入手して、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会の了承を得て開示します。
(b)発生事実に関する情報
該当事実が発生したときは、情報発生部署の所属部長・室長はその事実を速やかに総務部長に報告し、常務取締役管理本部長および総務部長が適時開示規則に定められた事項に該当するか否か検討を行い、該当する場合は直ちに開示資料を作成するとともに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は情報取扱責任者(常務取締役管理本部長)に開示を指示し、速やかに公表できる体制が整っております。
(c)決算に関する情報
経理部を中心として総務部と共同して決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、決算日後30日以内に公表できる体制が整えております。
(d)企業集団に係る適時開示手続き
当社は子会社1社を有しておりますが、月次決算書を翌月の10日までに提出を受けております。これらに基づき総務部は適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば情報取扱責任者を通じて代表取締役社長に報告、承認を経て速やかに開示できる体制が整っております。

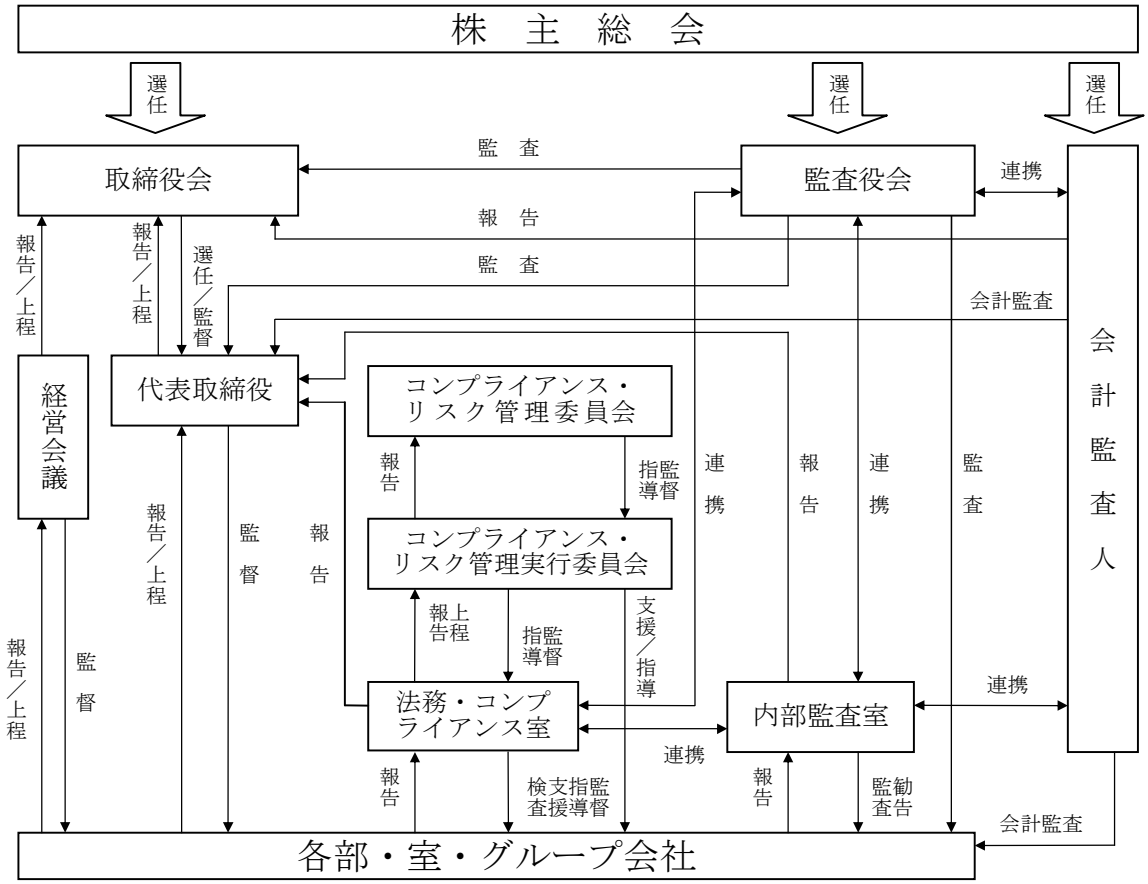
株　主　総　会
選任
選任
選任
取締役会
監　査
監査役会
連携
報　告
監　査
会計監査
会
計
監
査
人
報告／上程
報告／上程
選任／監督
経営会議
代表取締役
コンプライアンス・
リスク管理委員会
報告
指監導督
連
携
報
告
連
携
監
査
コンプライアンス・
リスク管理実行委員会
報告／上程
監　報
督　告
報上告程
指監導督
支援／指導
報告／上程
監
督
法務・コンプ
ライアンス室
内部監査室
連携
連携
報
告
検支指監査援導督
報
告
監勧査告
会計監査
各部・室・グループ会社